



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

206	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課)	..... 1
207	生活保護法による施術機関の指定	( " )	..... 1
208	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課)	..... 2
209	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	..... 2
210	指定障害福祉サービス事業者の指定	( " )	..... 2
211	国民健康保険の国庫負担等の算定に関する政令の規定により知事が定める数	(国民健康保険課)	..... 3
212	道路の供用開始	(道路保全課)	..... 3
213	〃	( " )	..... 3
214	〃	( " )	..... 4
215	道路の区域変更	( " )	..... 4
216	道路の供用開始	( " )	..... 4

○ 訓令

*1	和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令	(公営企業課)	..... 5
----	---------------------------	---------	---------

○ 監査公表

	監査公表第13号		..... 5
--	----------	--	---------

○ 県議会に関する事項

*1	和歌山県議会議事務局規程の一部を改正する規程		..... 7
----	------------------------	--	---------

## 告 示

和歌山県告示第206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
田柔新 8-30	赤銅三宜	ひまわり鍼灸接骨院(柔道整復) 田辺市宝来町8-43	平成 30.9.28
田は新 12-30	赤銅三宜	ひまわり鍼灸接骨院(はり・きゅう) 田辺市宝来町8-43	平成 30.9.28

和歌山県告示第207号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
田柔新 9-30	赤銅三宜	ひまわり鍼灸接骨院（柔道整備） 田辺市末広町9-5	平成 30.10.1
田は新 12-30	赤銅三宜	ひまわり鍼灸接骨院（はり・きゅう） 田辺市末広町9-5	平成 30.10.1

#### 和歌山県告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日	指 定 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日
30721010 29	合同会社タノクラ	ケアサポートかえる	和歌山県日高郡印南町 印南3297-2 ウエスト ヒルズ1号室	訪問介護	平成 31.3.1	平成 37.2.28

#### 和歌山県告示第209号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
3052300 096	くまのチャレンジスクール	新宮市仲之町三丁目1番地8	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人ぷろぼのくまの	新宮市仲之町三丁目1番地8	平成 31.3.1

#### 和歌山県告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
3012125 195	ケアサポートかえる	日高郡印南町印南3297-2 ウエストヒルズ1号室	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社タノクラ	日高郡印南町印南3273-3	平成 31.3.1

## 和歌山県告示第211号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）の規定により知事が定める数を、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる数としたので、告示する。

平成30年和歌山県告示第261号（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づき知事が定める数）は、平成31年3月7日限り廃止する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

算定政令第9条第3項の知事が定める数	1
算定政令第9条第5項の知事が定める数	0.7914380865880
算定政令第9条第8項の知事が定める数	0.9944378351264
算定政令第9条第9項の知事が定める数（一般納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第10条第3項の知事が定める数	0.7942001054399
算定政令第10条第6項の知事が定める数	0.9999999978857
算定政令第10条第7項の知事が定める数（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7
算定政令第11条第3項の知事が定める数	0.7926300801476
算定政令第11条第6項の知事が定める数	0.9999999948675
算定政令第11条第7項の知事が定める数（介護納付金納付金被保険者均等割指数に限る。）	0.7

## 和歌山県告示第212号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市和田字静火532番1地先から同市吉札字五郎山1470番1地先まで

供用開始の期日 平成31年3月10日午後5時

## 和歌山県告示第213号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市西小二里二丁目894番6地先から同市西小二里二丁目895番2地先まで  
 供用開始の期日 平成31年3月10日午後5時

## 和歌山県告示第214号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 三田海南線

供用開始の区間 和歌山市和田字吉上355番2地先から同市冬野字中野77番1地先まで

供用開始の期日 平成31年3月10日午後5時

## 和歌山県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 沖野々森小手穂線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市寺内字南沖田692番5地先から同市相坂字川北563番1地先まで	旧	8.55 ） 10.33	254.48	
同上	新	10.57 ） 15.07	254.48	

## 和歌山県告示第216号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 沖野々森小手穂線

供用開始の区間 和歌山市寺内字南沖田692番5地先から同市相坂字川北563番1地先まで

供用開始の期日 平成31年3月10日午後5時

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁中一般  
各地方機関

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業被服等貸与規程の一部を改正する訓令

和歌山県公営企業被服等貸与規程（平成17年和歌山県公営企業訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

勤務する機関	被服等の貸与の対象となる職員	品目	基準数量	基準期間（月）	摘 要
公営企業課	調査、測量、施設の維持管理及び工事監督の業務に従事する者	作業服	2	24	作業服を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。
		ゴム長靴	1	24	
		ヘルメット	1	36	
和歌山県工業用水道管理センター	施設の保守管理及び機械器具等の運転操作の業務に従事する者	作業帽	1	24	作業服を最初に支給する場合には、基準数量欄中「2」を「4」と読み替えるものとする。
		作業服	2	24	
		ゴム長靴	1	24	
		ズック靴	1	24	
		ヘルメット	1	36	

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成31年1月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 中 村 裕 一  
和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人近畿大学	平成31年1月24日
学校法人雄湊学園	〃
和歌山電鐵株式会社	〃
社会福祉法人南紀白浜福祉会	〃
社会福祉法人博寿会	〃
独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	〃
和歌山県商工会連合会	〃
和歌山県中小企業団体中央会	〃

和歌山太陽誘電株式会社	〃
公益社団法人和歌山県観光連盟	〃
和歌山県JA厳選出荷協議会	〃
龍神村森林組合	〃
公益社団法人和歌山県体育協会	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
一般社団法人和歌山県私学振興基金協会	〃
公益財団法人わかやま移植医療推進協会	〃
和歌山県信用保証協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
公益財団法人和歌山県栽培漁業協会	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県水上安全協会	〃
社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟	〃
(和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者)	

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

なし

### (2) 注意事項

#### ア 公益社団法人和歌山県体育協会

トップアスリート育成事業及びジュニア活性化推進事業に対する補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。

#### イ 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 診療費(附属病院本院患者負担分)の未収金については、平成29年度末で約8,764万円となっており、前年度末に比し約1,068万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

(イ) 繰越承認に係る科学研究費助成事業の補助金返還において、他大学に配分した分担金の返還を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) レターパックの管理において、受払の状況を記録していない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 三葛キャンパス警備業務委託について、契約書に定める警備計画の收受及び承認を行っていなかったため、適正に処理されたい。

(オ) 授業料において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。

#### ウ 一般社団法人和歌山県私学振興基金協会

貸付事業における償還金の未収金については、平成29年度末で500万円となっており、前年度末に比し100万円減少している。

今後も、債務者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

#### エ 公益財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与事業等に係る未収金については、平成29年度末で約1億8,281万円となっており、前年度末に比し約75万円減少したが、依然として多額である。

引き続き未収金の回収に向け努力されたい。

#### オ 和歌山県住宅供給公社

(ア) 平成29年度における宅地分譲の事業実績はなく、今後とも岸宮サニータウンの残っている区画の販売に努められたい。

(イ) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の未収金については、平成29年度末で約9,860万円となっており、前年度末に比し約1,572万円減少した。

今後、県（建築住宅課）及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の縮減に努められたい。

カ 社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟  
（和歌山県視聴覚障害者情報提供施設）

県との指定管理運営業務基本協定書に定める次の事項が実施されていないので、適正に処理されたい。

（ア）施設賠償責任保険への加入

（イ）職員に対する人権研修  
所管課に対する注意事項

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設の指定管理運営業務委託先である社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟において、指定管理運営業務基本協定書に定める次の事項が実施されていないので、適正に指導されたい。

（ア）施設賠償責任保険への加入

（イ）職員に対する人権研修

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

### 県議会に関する事項

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月8日

和歌山県議会議長 藤 山 将 材

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程

和歌山県議会事務局規程（昭和63年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(組織) 第2条 略 <u>2 前項に規定するもののほか、総務課の中に秘書広報室を置く。</u></p> <p>第3条 略</p> <p><u>第4条 秘書広報室においては、総務課の所掌事務のうち、前条第1号、第13号（秘書広報室の所掌に属するものに限る。）、第15号及び第17号に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p>第5条・第6条 略</p> <p>(職制) 第7条 略</p> <p>第8条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">組織</td> <td style="width: 33%;">職</td> <td style="width: 33%;">職務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>課長</td> <td>略</td> </tr> </table>	組織	職	職務	略			課	課長	略	<p>(組織) 第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>(職制) 第6条 略</p> <p>第7条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">組織</td> <td style="width: 33%;">職</td> <td style="width: 33%;">職務</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>課長</td> <td>略</td> </tr> </table>	組織	職	職務	略			課	課長	略
組織	職	職務																	
略																			
課	課長	略																	
組織	職	職務																	
略																			
課	課長	略																	

室	室長	上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
略		

2 次の表の左欄に掲げる組織に、必要に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
課	総括調査員	略
略		
室	課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
室	主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
室	主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
室	副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
室	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

3 略

第9条 略

(専決)

第10条 事務局長、課長及び室長は、この規程に定めるところにより、それぞれ主管の事務を専決することができる。

2 略

第11条 略

(事務局長専決事項)

第12条 事務局長は、次の事項について専決することができる。

- (1)～(5) 略
- (6) 局長、次長、参事、課長及び室長（以下「局長等」という。）の旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事。
- (7)～(9) 略

(課長及び室長専決事項)

第13条 課長及び室長は、次の事項（室長にあつては第7号の事項を除く。）について専決することができる。

- (1)～(8) 略

略		

2 次の表の左欄に掲げる組織に、必要に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
課	総括調査員	略
課	広報官	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
略		
総務課	現業技能員	上司の命を受け、技能的業務に従事する。

3 略

第8条 略

(専決)

第9条 事務局長及び課長は、この規程に定めるところにより、それぞれ主管の事務を専決することができる。

2 略

第10条 略

(事務局長専決事項)

第11条 事務局長は、次の事項について専決することができる。

- (1)～(5) 略
- (6) 局長、次長、参事及び課長（以下「局長等」という。）の旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事。
- (7)～(9) 略

(課長専決事項)

第12条 課長は、次の事項について専決することができる。

- (1)～(8) 略



2 略  
3 前 2 項に規定する事項のほか、室長は、自動車の使用管理に関する事項（室の所掌に属するものに限る。）について専決することができる。

（代決）

第14条 略

第15条 略

第16条 室長の決裁を要する事務について、室長が不在のときは、室長が指名する者がその事務を代決する。

第17条 前 3 条の規定による代決は、あらかじめ方針を指示された事項、又は緊急を要する事項に限られ、異例に属する事項、又は新規に計画する事項については、代決することができない。

2 略

第18条 略

2 略

（代決）

第13条 略

第14条 略

第15条 前 2 条の規定による代決は、あらかじめ方針を指示された事項、又は緊急を要する事項に限られ、異例に属する事項、又は新規に計画する事項については、代決することができない。

2 略

第16条 略

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。